

高知市設備導入補助金のご案内

令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)

物価高騰の影響を乗り越えるため、**設備等を新たに導入**し、自社の**生産性を向上**させたい

とお考えの方へ、**設備等導入経費の一部を補助**します。

< 補助金の交付額 >

上限200万円 / **補助率2/3**

< 補助対象者 >

- 先端設備等導入計画**(同計画内で**賃上げの方針を表明したものに限る。)**を策定し、本市の**新規認定**を受けた事業者
- 2年以上本市に事業所を有している**中小企業者**

< 対象設備 >

- 先端設備等導入計画に記載のある設備等のうち、本市の**補助要件**を満たす設備等

※補助対象者・対象設備については裏面もご確認ください。

< 募集期間 >

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

※ 補助金予算の上限に達し次第、受付を終了します。

本事業の詳細についてはHPでご確認ください。



高知市役所 商工振興部 産業政策課

お問い合わせはこちらまで ⇒ 高知市本町5丁目1-45 高知市役所第二庁舎2階
088-823-9456 (平日8時30分～17時15分)
kc-151701@city.kochi.lg.jp



高知市

補助対象者について

- ① 令和7年2月3日以降、かつ本補助金申請日時点において、先端設備等導入計画における市の認定を受けていること。（変更の認定は除く。）

先端設備等導入計画については、計画内に賃上げの方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付しているものに限りします。

- ② 本補助金申請日時点において、2年以上市内に事業所を有し、かつ、先端設備等の導入により生産性を向上させようとする事業を2年以上継続して実施している法人又は個人

対象設備について

高知市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備等、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な下記の設備等の購入費となります。

- ① 機械及び装置で1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの
- ② 器具及び備品で1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの
- ③ 測定工具及び検査工具で1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの
- ④ 建物附属設備で1台又は1基の取得価格が60万円以上のもの
（家屋と一体で課税されるものを除く。）
- ⑤ 上記の設備等の導入に不可欠なソフトウェアで1式の取得価格が30万円以上のもの

※ 取得価格とは、導入する設備等の1台又は1基（通常1単位として取引されるもの）の購入代価になります。ただし、ソフトウェアについては、1式（通常1単位として取引されるもの）の購入代価をいいます。

※ 消費税及び地方消費税の額を除いた費用が補助対象額となります。

注 意 事 項

上記の条件については、補助要件の一部になります。その他対象外経費や提出様式及び提出資料等の詳細については「令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入補助金募集要領」に詳しく記載しておりますので、そちらでご確認ください。